

◆ 孤独・孤立対策重点計画の改定

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき決定した「孤独・孤立対策重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和7年5月27日一部改定）において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「**地域における効果的な熱中症予防対策の推進**」を盛り込んでいる。

令和7年5月27日の一部改定において、**現役世代も含めた単身者等の孤独・孤立状態や孤立死に至ることを予防するため、関係省庁と連携した取組を推進する旨を明記。**

◆ 都道府県及び市町村への熱中症対策・体制強化の依頼（事務連絡）

都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、関係府省庁連名事務連絡の内容を踏まえ、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼。

◆ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員への協力依頼（メール周知）

NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」※宛てに、関連団体・関連民間事業者宛て事務連絡の内容を周知し、熱中症対策への御理解・御協力を依頼。

（※）孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として設立。

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体等で構成され、会員数は637団体（令和7年6月1日時点）



孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム



【孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム】
ウェブサイト

(参考)孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 (R6.6.11決定 (R7.5.27一部改定)) のポイント

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている(推進法第8条)。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念(推進法第2条)

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- ・ 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- ・ 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進